

行政評価に関する意見書
(素案)

平成24年度

平成24年 月

佐倉市行政評価懇話会

目次

I. はじめに	1
II. 行政評価懇話会 活動状況	2
III. 行政評価に関する意見	3
1. 施策評価に関する全体的な意見	3
2. 福祉部・健康子ども部の施策に関する意見	6
(1) 地域福祉活動が盛んなまちにします	6
(2) 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	9
(3) 子どもが安全に暮らせるまちにします	11
(4) 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	12
(5) 高齢者が安心して暮らせるまちにします	13
(6) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします	16
(7) 安心して介護サービスを受けることができるまちにします	17

I. はじめに

佐倉市行政評価懇話会は、平成19年度に設置され、平成18年度を初年度とする第3次佐倉市総合計画後期基本計画の実施状況を調査してまいりました。昨年度までに5回にわたり、佐倉市における施策及び事業の成果を高めるための取り組みについて意見を提出しているところです。

5年目を迎えた今年度は、2年目を迎える第4次佐倉市総合計画前期基本計画の福祉部・健康子ども部の1年目の基本施策及び事業の評価内容を確認し、今後の方向性に係る意見を提出いたします。

本意見書では、専門家として研究している事案や、他市町村の例等を参考に、第三者として、また、市民としての視点から、各所属が実施した評価の客観性を高め、佐倉市の行う行政サービスの価値を高めるために役立つと思われる事項を提案しております。

担当部局におかれましては、今後の施策及び事業の立案や業務の見直しにあたり、当懇話会の提言を積極的に取り入れてくださいますことを期待いたします。

なお、本意見書の作成にあたり、担当部局はもとより、多くの職員の皆さまにご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。本意見書をきっかけとして、佐倉市が市民のために、たゆまず改革、改善を行うことで、よりよい市政を実現されることを期待いたします。

佐倉市行政評価懇話会
委員長 武藤 博己
副委員長 目等 洋二
委員 浅田 孝
委員 宇田川 光三
委員 神 陽 子
委員 高橋 正昭
委員 吉村 真理子

Ⅱ. 行政評価懇話会 活動状況

佐倉市行政評価について (平成24年度第1回会議・・・7月9日)
佐倉市行政評価の概要説明を行いました。
佐倉市行政評価について (平成24年度第2回会議・・・8月6日)
施策評価の概要説明と今後の進め方について意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第3回会議・・・8月20日)
平成24年度の施策評価と福祉部・健康子ども部との意見交換にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第4回会議・・・9月24日)
健康子ども部所管の施策評価に関する意見交換を行いました。 福祉部との意見交換にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第5回会議・・・10月9日)
福祉部所管の施策評価に関する意見交換を行いました。
事業評価・施策評価について (平成24年度第6回会議・・・10月22日)
福祉部、健康子ども部との意見交換内容の意見を整理しました。
施策評価について (平成24年度第7回会議・・・11月12日)
意見書作成にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第8回会議・・・ 月 日)

Ⅲ. 行政評価に関する意見

1. 施策評価に関する全体的な意見

(1) 今後の方向性・期待すること

○施策評価の効果と課題

・効果

施策評価では、事業単位のみでの評価に留まらず、佐倉市の戦略に沿って各事業が施策の達成にどの程度貢献できているか、俯瞰した視点での検討ができます。評価結果は限られた財源の中で、戦略をもって事業の集中と選択を行うための判断基準の一つとなる重要なものです。

また、事業を最適に実施できているかを見る場合、ともすれば担当業務のみを見た検討に留まりがちですが、施策目標を中心にすえて様々な事業を検討していくことにより、佐倉市として長期的な視野で最適な方向性を見出すことができます。このため施策評価においては各部局間の横断的な議論が重要となります。行政評価担当課は、縦割りになりがちな組織の状況に横串を指す役割をしっかりと担うべきです。なお、その際は権限や財源を備えて実施し、効力を発揮できるように取り組むべきです。

・課題

施策単位の評価は、所属や事業の単位を超える視点で行われ、事業間の横断的な連携や、施策体系の見直し、組織改編や定員管理などと結びつくものです。しかし一方で、施策の担当課が複数にわたり、見直しの中心となる所属が判然としないことから、改善が進まない場合もあります。この問題を解消するため、市では施策の中心的役割を担う担当課を幹事として指定していますが、幹事課がその役割を認識し、十分に機能を果たしているかチェックを行い、施策評価の趣旨が達成されるように努めてください。

○行政評価を行うにあたって

・作成資料

行政評価システムは、運用の初年度ということで、入力作業に時間と労力がかかっています。入力されたデータは、実施計画の策定や予算要求などの既存の事務でも活用が可能であり、課題点、今後の方向性、実施計画、予算、決算を一連でみるすることができますので、労力に見合った活用に努めてください。

また、課題点や今後の方向性を検討するにあたり、担当課では見直しに踏み込めない事情がある場合などに、異なった視点から改善の糸口を見出す機会として当懇話会の場を活用していただきたいと考えます。

現在、資料の中で他市の状況についての比較検討が全体的に不足しているように見受けられます。評価においては、類似団体や近隣他市等の取り組み状況を把握することで、客観性を持たせることが重要です。比較することで、佐倉市の特徴や魅力を市民に説明することにもつながり、成果目標値の設定根拠にもなります。資料の中に記載欄がありますので、積極的に他市比較などの記述を入れて行くことを心がけてください。

また施策評価の各指標については、対応する個別事業名が、指標の解説などの欄に記載があると資料として判り易くなると思います。

なお、行政評価懇話会からの意見を受けて、次年度に向けての各事業の最終的な方針を決定し、その結果を報告して下さい。

・懇話会と担当部局との意見交換

事業担当部課は、当懇話会との意見交換を、施策についての議論を深める場として活用してください。議論を有意義なものとするため、他市町村と比較した資料や基本的な数値などの資料を含めたレジメを作成してください。また、例えば、行政評価担当課による事前ヒアリングの実施や、事業担当部から議論のテーマを提案する方法など、議論を深めるように努めてください。

担当部課別ではなく、施策単位で事業を見たとき、担当部課単独では解決できない課題も出てきます。その際には、複数の部課による議論を期待します。

担当課だけではどうしても事業単位、また所属の範囲での思考に留まりがちとなりますが、施策目的の達成のためには、思考範囲を広げることが必要です。懇話会との意見交換の場を、事業のそもそもの目的に立ち返る機会とし、他部署との連携・協力など効果的な実施方法を組織横断的に議論する場として活用して下さい。

○指標のあり方について

各施策レベルの目的を達成するためには、行政だけでは難しい場合が多く存在します。佐倉市民みんなでめざすための目標値を表す指標は、市民にとって判りやすいものであるべきです。目標が明確であれば、市民が協力しやすいという大きな利点が生まれてきます。

施策や事業によっては、楽しく取り組める指標設定をすること自体が効果を発揮する場合があります。市民一人ひとりが協力することで達成される指標を設定し、それを積極的に周知することも必要です。また、具体的にライバル市を設定して、佐倉市の現状と比較し、達成目標値を定めることも、市民の理解、協力を得る一助となります。5年後の目標を定める意味をよく考えて作成してください。

また、指標は、現状や課題を踏まえた上で、政策的な意思、目標とする方向性を定めて、はじめて具体的に設定できます。

福祉、健康子ども部に関する指標は、概ね受益者に関する指標・成果となっていますが、どの様な指標を設けるかは、市民全体の満足度の向上を主たる目的とするのか、福祉サービスを受ける人に視点をおいた目的とするのかによっても変わってきます。現状分析・背景の理解、明確な目的を踏まえた指標、目標値であることを分かりやすく説明していくことにより、市民の市政への理解がより得られやすくなります。

2. 福祉部・健康子ども部の施策に関する意見

平成22年度から平成23年度までの行政活動成果評価懇話会では、（以下「前懇話会」という。）施策の進捗状況や評価について、担当部局との意見交換を行っています。第4次総合計画の後期基本計画の見直しに生かすため、その活動を引き継いだ行政評価懇話会は、全懇話会が未実施となった分野について平成25年度までに意見交換を実施し、市行政の全分野に対して外部評価を実施し、第4次佐倉市総合計画の施策が順調に進展するための意見を提言していくべきと考えています。平成22年度に教育委員会、平成23年度に都市部・土木部との意見交換が行われていることから、平成24年度は、福祉部・健康子ども部との意見交換を公開で行いました。これをもとに、意見本書を基本施策単位でとりまとめました。基本施策を単位としたのは、主に子ども、高齢者に関する施策は、総合計画の推進にとっての重要課題であり、関係課と連携しつつ検討していくことが必要と考えたためです。

様々な要因や状況から、対応が困難な意見もあるかと思いますが、当懇話会との対話をよい形で継続し、効果の高い施策事業を行っていくために、対応できない理由を当懇話会にフィードバックしていただくことが大切と考えています。

（1）基本施策1「地域福祉活動が盛んなまちにします」について

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	1 地域福祉活動が盛んなまちにします
施策	1 わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます 2 だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます
基本的な方針	だれもが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる地域の福祉活動が充実するよう、各種の支援を実施します。 また、各種福祉サービスに対する住民ニーズは、多種多様化していることから、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進します。
事業数・方向性	継続（現状維持） 9事業

	その他	1 事業（平成23年度で終了）
--	-----	-----------------

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

高齢化社会となり、ひとり暮らしの高齢の方、身近に相談のできる人がいない高齢者等が多くなっており、地域社会における福祉ニーズは高まっており、福祉に関する相談・支援内容が複雑・多様化している状況です。

そのようなことから「基本方針」にあるとおり、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進していくことが重要だと思えます。

特に高齢者の身近な相談相手として、地域において積極的に活動している民生委員・児童委員の存在は大変大きいものと考えます。民生委員・児童委員はボランティアで活動しており、そのモチベーションも高いと理解できますが、一方で欠員がでている状況があります。

また、民生委員・児童委員は、町内会等から推薦を受けていますが、町内会長は1年交代が多く、町内会等からのサポートが十分といえない事例もあるようです。また民生委員の仕事は、内容、時間、場所などを選ばず、その責任を問われる場合があるなど、おかれている状況は厳しいものとなっています。行政との連絡を密にとることができる体制を今以上に考えていくことはもちろんのこと、研修会などを通じて、民生委員同士が横の連携や他の福祉団体との連携が図れる環境を作っていく必要があります。

また、福祉分野への市民の協力については、これまで既存団体を中心に、福祉に理解がある意欲の高い人だけに頼っていたところがありましたが、もっと身近でもう少し気楽にボランティアにかかわれるような仕組みが必要と考えます。健康な高齢者の方や、普段は会社にいらっしゃる方が週末だけ気軽に参加できる仕組みなど参加方法の選択肢を増やすことが必要です。例えば、(仮)社会福祉地域支援員などの、佐倉市独自のポストを研究してみてもはいかがでしょうか。

地区社協などの活躍により、震災以降、地域の力は見直されています。佐倉市においての地域防犯、自主防災組織などの例にみられるように、地域の方々の共助の力は非常に重要です。

福祉分野だけでなく、3章の基本施策2 生涯学習が盛んなまちづくり、基本施策4 家庭・地域とともに青少年を育むまちづくり、6章 基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちづくりなど、地域の力を活用できる施策と大いに連携して欲しいと考えます。

行政が行うこと、団体、NPOが行うこと、地域住民が担うこと、それぞれの役割を十分に理解した上で、お互いが長所をのばし、短所を補うことができるような調整役として、行政の役割は、ますます重要になってきます。

地域活動が盛んなまちになるように、他市町村の事例も参考にしながら、地区ごとの状況を理解した上で、その力を十分に発揮してもらうための環境を整備するなど、積極的に地域の力を活用していただきたいと思います。

わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めますという施策については、総合的な福祉支援体制づくりを進めるべきと考えます。組織的な相談体制づくりが必要であり、そのためには、現在ばらばらで行っている相談事業、ネットワーク（会議）事業、地域福祉計画策定（改定）、支援センターの事業などを見渡し、福祉を総合的に考えるべきと考えます。また、施策全体をみたときに、「地域福祉活動を盛んにします」という施策に対し、現状の実現手段が不足しているように感じます。各種相談に関する事業や指標をこの施策に集約することで、全体を見渡せるようにすることも検討してください。

○事業についての個別論点

◆窓口設置事業について

課題点として「市民が利用しやすい福祉サービスに関する窓口の一元化、ワンストップサービスの総合窓口設置や地域の総合相談窓口として地域福祉のコーディネート機能を持つ（仮称）地域福祉コーディネーターの設置については、各課の連携が必要」と分析していますが、設置にあたっては、さまざまな課題があると思います。

地域福祉計画では、地域福祉コーディネーターについて「何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する調整役」と記載されています。新しい組織をたてていくのか、既存の団体や人材を生かしていくのか、他市町村の事例などを参考に、その具体的な位置づけや活動範囲、既存相談体制との役割分担などについて、再度確認を行うとともに、人員体制や経費の面で、実現が可能か、また実現のために何が必要なのかを整理する必要があります。

○指標について

成果指標については、市民意識調査で、地域福祉活動が盛んと感じる市民の割合、地域福祉に関心のある市民の割合を導き出すことになっていますが、設問としては表現が抽象的で市民にとって捉え方が難しい指標だと思われます。佐倉市の具体的な取り組みを記述して、例えば、地域活動を示す複数の指標としてよいのかと思います。福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合、地域で福祉に関する活動に参加したことがある市民の割合、町内会等やNPOなど地域の福祉団体が積極的に事業に取り組んでいると感じる割合、市内の施設のバリアフリーが進んでいると思う市民の割合など、もう少し具体的な指標を設定してください。また施策を実現する事業についても見直しを行い、これからの少子高齢化社会に向けて求められている内容となるよう整えていく必要があります。

○その他

(2) 基本施策4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
施策	1 保育サービスの拡充を図ります 2 放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります 3 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます 4 ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります
基本的な方針	待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。 また、学童保育のサービス内容などについて、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れなどについて、検討します。

	<p>子どもの保健対策を充実するとともに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成します。また、子どもの養育支援に係る手当を支給するなどして、安心して子育てができる環境を整備します。</p> <p>ひとり親家庭などへの支援体制については、ひとり親家庭自立支援員の配置、児童扶養手当の支給、医療費の助成、自立支援教育訓練給付金の支給などにより、生活の安定と自立支援の充実を図ります。</p>
事業数・方向性	<p>拡大（重点化） 8事業</p> <p>継続（現状維持） 10事業</p> <p>事業目的・手段の見直し 1事業</p>

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

市内にある公立民間保育園の待機児童数をゼロの推進など、保育サービスの量的な充足を目指すとともに、利用者の立場に立った保育サービスを進め、平成26年度に0を目指すという目標値は大変わかりやすいと評価します。また、佐倉市次世代育成支援行動計画においても、具体的に主要事業を示すなど、目標に向かうために施策と事業の関係が整理されていることは評価できます。

これからは、これらの取り組みや行動計画を着実に推進するとともに、市民に対して具体的でわかりやすい成果をまとめ、公表していくことを期待します。

また、佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針を実行する中で、今後の保育園の在り方について、時期を定めて成果、コストなど多方面から評価をしていく必要があると考えます。

現在では、週5日・フルタイムで働く以外にも就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化しています。（低年齢児年代別、必要な保育時間等家庭の状況、地区別の対応）そのような人も安心して預けられるように、通常保育・一時保育以外にも様々なニーズに対応できる保育サービスを提供する必要があります。

佐倉市の公立保育園では正職員の割合が低く、非常勤補佐員賃金が高い状況にあります。民間保育園は正職員が多い状況です。また比較すると公立保育園の人件費が高くなっています。市民に改革の意図を伝えるには、民間保育園と公立保育園の現状、対応方法、その他比較データを明示する必要があると考えます。例えば、保育所の運営費を総事業費、児童1人あたりに係る経費総額、

そのうちの国負担額、県負担額、市負担額、保護者等負担額にわけて一覧表で比較するとわかりやすいと思います。

保育事業に民間の参入を促す場合には、保育の質の低下をもたらすことのないよう市が監督権限を行使し、保育事業全体における保育事業全体について責任をもつとともに、保育事業全体がわかるように努めてください。

また、子育て支援の担当課と教育部門がよりいっそう連携を図ることも重要です。こどもを育てる理想の環境づくりについて検討し、佐倉市を子育て世代に「選ばれるまち」にするためにはどのような取り組みができるかを模索することで、総合計画の一層の推進が図れるものと考えます。

市の現状と課題の分析において、「保育ニーズの多様化に対応する多様な保育サービスが求められている」とありますが、ニーズの多様化に対応する手段として認可保育園はその一つにすぎません。保育園以外の選択肢が多様になることで、待機児童の問題や財政面の解決につながることも考えられます。どんなニーズがあるのかをより具体的に聞き取り、子どもの保育の多様化を検討してください。

○事業についての個別論点

◆ひとり親家庭等自立支援事業

ひとり親家庭への支援において、資格取得で就労に結び付く支援を行っていますが、例えば就労が叶わなかった対象者に保育ママを勧めることで、それぞれの課題解決に結び付けられないか検討してください。

◆学童保育所管理運営事業・学童保育所施設整備事業

学童保育所の設置・管理に当たっては、児童の安全面を考えると各学校施設の活用が望ましいと考えますが、学校側に負担感があることも理解します。責任分担の整理など、学校側が安心して施設を提供できるようにすることで、より一層の充実が図れるものと考えます。

◆病児・病後児保育事業

平成24年度に市内で2施設で利用が開始となる病児・病後児保育事業は「安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちづくり」に対して貢献度が高い事業であり、制度整備が進んだことを評価します。

○指標について

○その他

(3) 基本施策5 子どもが安全に暮らせるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	子どもが安全に暮らせるまちにします
施策	1 児童虐待防止対策を進めます
基本的な方針	家庭や関係機関からの相談・虐待通告に応じた必要な調査・指導を行うとともに、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応、支援まできめ細かな対応を行えるよう努めます。また、市民への普及啓発活動や研修機会の確保などにより、虐待防止の理解をさらに深め、虐待の未然防止や早期発見に努めます。
事業数・方向性	拡大（重点化） 1事業 維持 1事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

担当課が今後の方向性であげているとおり、母子保健担当課や子育て支援課との連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めるという施策はとても重要と思われます。

その取り組みとして、乳児がいる家庭への全戸訪問については高く評価できます。訪問機会を生かして実態を把握するとともに、本当に支援が必要な家庭に対して、情報や支援が行き届くようなきめ細やかな活動を期待します。

また県でできる部分、市でできる部分を把握し、支援に必要な支援で足りないことは何かという把握に努める必要があります。

○事業についての個別論点

(4) 基本施策6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
施策	1 地域における子育て協力体制を整備します 2 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います

基本的な方針	共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。子育てにかかわる市民活動などの奨励や、育児に係る相談、情報提供、交流の場づくりを通して、地域における子育て協力体制づくりを推進し、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。						
事業数・方向性	<table border="0"> <tr> <td>拡大（重点化）</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td>継続（現状維持）</td> <td>4事業</td> </tr> <tr> <td>縮小（効率化）</td> <td>2事業</td> </tr> </table>	拡大（重点化）	2事業	継続（現状維持）	4事業	縮小（効率化）	2事業
拡大（重点化）	2事業						
継続（現状維持）	4事業						
縮小（効率化）	2事業						

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

支援を必要とする家庭が自ら申し出てくるようなことは少ない状況と思われれます。市から働きかけて、乳幼児や親との接点を増やすことが大変重要であると考えます。その意味では、基本施策3の健やかな親子づくりに取り組むまちづくりに関する事業など、例えば乳幼児健診の受診率の向上などにより一層取り組むべきと考えます。

例えば、全戸訪問や検診の未受診者対策による受診率の向上を図るとともに、当該検診を利用して子育ての問題、課題の把握や支援に努めることもできると考えます。

病後児保育については、今年度12月より開始するとのことです。定員はまだ数人とのことですが、選ばれるまちになるためには、こういう様々なニーズへの対応がとても重要になります。

多様な保育ニーズに対応するためには、市民による福祉を支えるメカニズムを考える必要もあります。ファミリーサポートセンターは、会員数、相談活動援助活動件数も増加傾向にあり、着実に効果をあげていますが、ファミリーサポートセンターに限らず、相互に支え合うしくみ、地域資源を活用するように努めていく必要があります。

スクールガードボランティアは、毎日子どもたちと挨拶を交わしています。パトロールを行う人と、地域、学校、行政が連携を図ることで、虐待やいじめなどの問題を未然に防ぐなど、地域の力をもっと活用できる方法を検討してください。

○事業についての個別論点

◆ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は地域ぐるみで子育てができるやさしいまちづくりに大いに貢献する事業だと思いますが、必要とする人に十分に情報が届いているとは言えません。利用者にとって、外出が難しい産後や育児の合間に素早く情報を手に入れる手段として、ホームページなどのインターネットによる情報は非常に重要だと思います。今後、より一層の充実を図り、見やすく、親しみやすい情報発信に努めてください。

○指標について

(5) 基本施策7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実	
基本施策	高齢者が安心して暮らせるまちにします	
施策	1 高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 3 健康でいきいきと生活づくりに努めます	
基本的な方針	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。また、高齢化の急速な進展に伴う高齢者福祉のニーズ拡大に対応するため、高齢者自身を含むすべての市民が福祉の担い手となって、お互いに支え合うため、福祉活動への市民参加の推進に努めます。	
事業数・方向性	拡大（重点化） 継続（現状維持） 縮小（効率化）	1 事業 15 事業 1 事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

これから少子高齢化時代が続くことが推計される中で、現状では、これらに対応できる施策展開になっていないように見受けられます。これはその他の施策についても言えることです。

大切な点は、社会における高齢者の役割や高齢者に対する期待の変化にあります。高齢者を単純に年齢要件のみで、サービスの受益者として括ること自体

が、実態とあっていない現状があります。高齢者はその豊富な知識・経験や、現役世代に比べて恵まれていると言われる資産や生涯所得、市民全体に占める高齢者割合の高さといった各点から、社会を支える主人公そのものとしての活躍が期待されています。

高齢者のニーズは多様で、生涯現役を貫いて現場で働きたい高齢者の方、ボランティア活動で地域に貢献したいと考える方、会社生活等をリタイアし悠々自適の生活を送りたい方もいます。また健康に恵まれず、地域社会全体での包括的なケアが必要な方もいます。

これまでに築きあげた資産と所得で豊かな生活を送ることができる高齢者がおられる一方で、様々な理由により、極めて限られた所得で、身寄りなく生活を送らなければならない方もいます。行政は、高齢者の多様な生活実態と意向にに応じて、限られた予算を市民の理解を得ながらどのように配分するか、健康で生きがいのある生活のための仕組みをどのように設けるかといった点が求められています。

単に年齢を要件として提供されてきた保健福祉サービスや現金給付などの事業や、国の制度自体が改正されたものなどについては、施策を見直す必要があります。一方で高齢者世帯の個別訪問事業などは、場合によっては安否確認をする点で有効な場合もあります。

今後の施策の展開に向けた基礎データとするため、市内に居住する高齢者がどのような状況にあるのか、現状を把握するべきと考えます。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間で、高齢者（65 歳以上）の占める割合が人口比 23%から 33%に増加する推測であるのなら、新しい視点を明確にする必要があります。

担当課のめざす高齢者にやさしいまちは、すべての人にやさしい人につながります。そのため、本当に必要とされているサービスは何か、「あってもいい」程度のサービスは何かを検証し、本当に必要とする高齢者に必要なサービスが行き届くよう、事業について見直しを行うべきと考えます。

○事業についての個別論点

◆認知症高齢者等支援事業・認知症地域支援推進事業

市は「認知症にやさしいまち」を目指して、他市と比較しても先進的に取り組んでいます。自分や家族に何かあった時に支援してもらえる体制があると知ることが市民の安心感につながります。他市では例えば中学生向けに講座を実施し、全中学校で、認知症こどもサポーター養成講座を開催するなど、話題となる切り口で事業を実施している例も見受けます。今後もより効果的な事業の実施と併せ、積極的なPRをおこなってください。

◆高齢者就業機会確保事業

就業技術の習得と生きがいづくりという2つの目的を兼ねた事業となっています。就労・収入確保を本気で求める高齢者にとって、魅力ある事業となっているかどうか改めて見直す必要があると考えます。担当課においても、習得した技術を活かすことのできる場の確保について検討を進める必要があると認識されていますので、研究を進めてください。また生きがいづくりに関する事業については、生涯学習の担当課との役割分担など、事業の在り方について検討の余地がありますので、部局を超えた議論を期待します。

(6) 基本施策8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	高齢者が生きがいを感じられるまちにします
施策	1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます
基本的な方針	老後の生活の安定と社会参加による生きがいの確保、健康の維持のため、高齢者の就労機会や技術習得、学習の場の確保、社会参加の機会の提供に努めます。また、世代間交流事業による敬老意識の向上に努めます。
事業数・方向性	拡大（重点化） 3事業 維持 3事業 廃止・休止 2事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

これからは団塊世代の知識やノウハウを社会全体で活用する時代です。地域や行政に団塊世代の活躍の場を広げる取り組みを企画するべきと考えます。

質の高い豊かな生活づくりを目標に、いつまでもいきいきと元気に暮らすために、社会活動へ参加を促す取り組みとして、ボランティア活動の促進や講師としての活動支援等、高齢者が知識と経験を活かすことのできるような機会の事業に取り組む必要があります。

行政への市民参画の分野においては、団塊世代に限らず市民全体が活躍の場を広げていけるよう佐倉市市民協働に関する条例の趣旨に沿って、市民参

加、市民協働を推進していく必要があります。

また、高齢者が交流できる取り組みも企画すべきです。特に気持ちの繋がりをもつという点で、閉じこもりの高齢者に交流の機会を提供する取り組みを企画するべきと考えます。

市では、生涯を通じて、健康でいきいきと、住み慣れた地域で自立して暮らし続けていくための一助となるよう、福祉サービスの充実に向けた様々な施策に取り組んでいます。市民意識調査によると、高齢者福祉分野における各サービスについて、その内容が充実していると思うという回答は、1.8%であり、まあ充実している 20.6%、あまり充実していない 10.8%、充実していない 9.5%であり、どちらとも言えないが 49.7%となっておりますので、充実しているとの答えが増えるよう説明や広報を行う必要があります。場合によっては設問について再検討が必要かもしれません。

○事業についての個別論点

◆敬老事業運営事業

敬老会の参加率は、指標をみると、近年約30%となっているようですが、およそ7割の方が参加していない状況を見ると、手段の見直しも検討すべきです。地区によっては、80%以上の参加率の敬老会もあるようですので、これらを成功事例として検証し、各地区へ紹介するなど、情報共有について働きかけることも方法のひとつです。参加が少ない敬老会はマンネリ化している可能性もあり、地域性を十分考慮した上で、例えば毎年テーマや対象者を絞りこむ（例えば車いすの方向けの回、子どもに企画を任せる回）など、新しい試みを行ってみたいことを検討してください。

今後の活性化のためには、敬老事業の担い手である地区社協の横の連携を図る場やコーディネーターが必要と考えます。

◆高齢者クラブ活動支援事業

高齢者の持つ価値観やライフスタイルの多様化に伴い、高齢者クラブへの加入が少ないとの課題点が挙げられています。高齢者のいきがづくりや社会参加を促進するための手段として、今の高齢者がのぞむあり方を再検討してはどうでしょうか。高齢者クラブに関する事業は他の自治体でも多くの事例が存在するはずですので、十分に研究してください。

○指標について

敬老会に関する指標について、目標値が減少する設定となっています。推測として厳しい状況であるとの現状分析としては理解できますが、目標として

「目指す数値」が指標で示されるべきです。予算の問題もありますが、目標とすべき参加率について、再度検討し、設定理由について施策評価書にも十分な記載をお願いします。

(6) 基本施策 1 1 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実						
基本施策	安心して介護サービスを受けることができるまちにします						
施策	1 介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます						
基本的な方針	介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。						
事業数・方向性	<table border="0"> <tr> <td>拡大（重点化）</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>27事業</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>2事業</td> </tr> </table>	拡大（重点化）	2事業	維持	27事業	完了	2事業
拡大（重点化）	2事業						
維持	27事業						
完了	2事業						

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

介護保険制度における要介護・要介護認定がされていなくても、支援を必要とする人は必ずいます。介護保険認定の有無以外にも、本当に支援を必要とする人を探し出すような方法を検討するべきと考えます。

平成 23 年度市民意識調査では、「あなたは介護保険制度を知っていますか」との問いに対する回答は、詳しく知っている 8.5%、ある程度知っている 52.3%に対して、聞いたことはあるが内容はわからない 23.6%、知らない 12.3%となっています。また、「介護保険サービスを受けようとするときに不満に感じることはありますか」との問いに対しては、「介護制度の内容説明が不足している」が 23.5%となっています。

介護保険制度について、積極的に説明を行うことが、本当に支援を必要とする人を探し出すことのきっかけになると思います。

また介護予防事業については、教室、出前講座、としとらん塾などを開催していますが、その取り組みを知らない人が 79.1%となっております。

介護予防事業を活用してもらいたい人には、どのような媒体、場所が検討し

うるのかを検討してください。

○事業についての個別論点

議論整理表

資料 2

平成 24 年 11 月 12 日
佐倉市行政評価懇話会

1 地域福祉活動が盛んなまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○福祉ニーズに対応する支援体制の拡充 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会における福祉ニーズが高まっています。このような状況に対応するため、市の相談窓口の拡充とともに、保健、医療、福祉サービスの提供環境を強化していく必要があります。	○わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます 多様化している福祉に関する相談窓口についての相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進します。	現状と課題	→民生委員と児童委員は欠員がでていることから引き受け手がない状況。欠員がでている場合は、近隣の民生委員で補っている。 →町内会等から推薦を受けているが、町内会長は1年でかわるが、民生委員は数年行っていく状況 →社会制度に裏付けされたボランティア。普通のボランティアと異なり、時間、場所、内容を選べない状況。行政から期待されることが多すぎて辞退するケースもありえる。 →実働内容の量や質から考えて、ボランティアで継続できるものか。反対に、ボランティアだから受けているということもある。仮に職業化したら受けてくれないのではないかと意識は高い。 →民生委員を孤立させないことが重要。研修会などの実施。 →民生委員を受けてくれる人は他の委員を行ってくれる方が多い。 →相談内容によっては、民生委員が受けなくても他に相談窓口がある場合もあるから、その窓口につなげるようなネットワークが必要。	○福祉に限らず全体的に「あればいい事業」から「なくてはならない事業」に絞り込むことが必要。どう絞り込むかが課題となる。財源の面だけでなく、人員の面でも力を入れるべき事業を絞り込む必要がある。 <u>熱意をもって取り組むには限界がある。「あれもこれも」は個々の事業の質を落とすことにもつながる。</u> 例えば敬老祝金にしてもなくても大丈夫かどうか、どう検証するのか考えていかないといけない。(→施策7、8) ○地域力について 民生委員の他にも地域に人はたくさんの方がいる。すでに福祉に携わっている人に、さらに負担を強いるのは厳しい。 今までは、福祉に携わりたい人だけに頼っていたところがあったが、もっと、多くの普通の方が気楽にボランティアにかかわれるような仕組みが必要。例えば、佐倉市独自の(仮)社会福祉地域支援員などのようにポストをつくってみることも必要。 高齢者の方でもいいし、保護者の方でもかまわない。普段は会社にいっているような人も週末はかかわるような仕組みもあってもいい。	○福祉の専門家から市民による福祉へ大きな流れをつくっていく。 ※具体的には民生委員経験者など。
○地域福祉推進体制の拡充 だれもが住みなれた場所で、自分らしく、幸せに暮らし続けるためには、地域のすべての人々で支え合い、助けを求めている人が適切にサービスを受ける体制づくりが必要です。そのため、市民による自主的な福祉活動への取り組みを支援するとともに、組織や人材の育成を図り、地域福祉の推進体制を拡充していく必要があります。	○だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます。 社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援し、地域の人々の福祉活動への参加を促進します。また、市民だれもが、住み慣れた地	現状と課題	→地域で福祉活動をしている人の声を反映する仕組みが必要 →社会福祉協議会の役割については、説明を聞く中で重要な役割を担っていると認識出来るが、市がやること、社会福祉協議会がやること、NPOと連携することなどがもう少し分かりやすいとよいと思う。 →地区社協の活躍で震災以降、地域の力が見直されている。	○社会福祉協議会が担っている事業役割は利潤が追求できるものではなく、事業の成果や役割を行政評価の資料の中でもっと見える化することで必要以上に削減する方向性を見直せないか ○地域福祉コーディネーターについては業務として多岐にわたりすぎ現実的でない面もある。	

	域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。			
--	---	--	--	--

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員との連携協力、さらには市民の地域福祉活動へ参加を促進するため、民生委員・児童委員活動支援事業、地域福祉活動推進団体助成事業を、施策目標達成のためにより有効な方策等を研究しながら実施していきます。 ・地域福祉計画策定事業、さらに関連事業である総合窓口設置事業、（仮称）地域福祉コーディネーター設置事業について地域福祉計画推進委員会等を開催し、市民等の意見を伺いながら設置に向けた検討を進めていきます。 				1-6
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
民生委員・児童委員活動支援事業	継続（現状維持）			1-12
民生委員・児童委員推薦事業	継続（現状維持）			1-18
総合窓口設置事業	継続（現状維持）			1-24
献血推進事業	継続（現状維持）			1-30
社会福祉団体助成事業	継続（現状維持）			1-36
地域福祉推進団体助成事業	継続（現状維持）			1-42
西部地域福祉センター修繕事業	その他			1-48
地域福祉計画策定事業	継続（現状維持）			1-54
地域福祉コーディネーター設置事業	継続（現状維持）			
福祉施設等管理運営委託事業	継続（現状維持）			1-60

4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○待機児童の増加 女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園に入れない待機児童が発生しています。	○保育サービスの拡充を図ります 保育園の受け入れ枠の拡大などにより、待機児童ゼロを目指します。また、保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実、一時預かりの拡充、病児・病後児保育など、保育サービスの多様化・拡充について検討します。併せて、民間保育施設の運営及び施設整備への支援について、国・県の施策を踏まえて手法の検討を行います。	指標	認可保育園待機児童数の指標の目標値の考え方として 公立・民間保育園数をわけている理由 →認可保育園整備の指標では、法律の基準に係るため公立・民間をわけているが、待機児童対策では課題の解消が目標であり、公立・民間はわけない		
		現状と課題	民間保育園と公立保育園の現状と対応方法 →佐倉市は正職員の割合が低く、公立保育園では非常勤補佐員賃金が高い。民間保育園は正職員が多く、民間保育園が一般財源ベースで圧縮されている。	(例) 市民に意図を伝えるには、民間保育園と公立保育園の現状、対応方法、その他データを明示するとよい <u>※民間保育園への移行により公立の正職員率を上げることが可能であるなど</u>	
○保育ニーズの多様化 就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化し、延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育サービスが求められています。		現状と課題 手段	待機児童の増加について →女性の就業率の高まりに伴い、保育園の入園率が高まり、保育園に入れない待機児童が発生している →待機児童の7割が志津地区で占められている →無認可保育園にも適切な保育のあり方については働きかけている。 →(事務局調べ) 厚生労働省(新待機児童ゼロ作成 H20) 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況) 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%	(例) 待機児童の中には、就労形態の多様化などにより保育ニーズも年々多様化(低年齢児等年代別、必要な保育時間等家庭の状況、地区別の対応)していることから、提供する手段も多様でなくてはならない。 →認可保育園中心の対応は1ニーズの対応でしかない。認可外保育でも有資格者が対応しているところもあり、認可外保育も含めて佐倉市の保育サービスという考え方も必要保育全般を公共サービスとして認識し、認可保育園の範疇でない子育て支援機関も含め、佐倉市の保育サービス全体を認識していくよう勧める。 →保育ニーズにあった保育サービスを推進していく必要がある。 →保育ママのさらなる活用	<u>○介護保険は1~7の判定がある。同じように幅をもたせられないものか。</u>
○学童保育所の整備・拡充 入所児童数が過密となっている施設と、入所児童数が数名の施設が発生しています。また、全ての施設における小学校6年生までの利用受け入れや長期休暇中のみでも利用できる体制整備の要望があります。	○放課後児童健全育成(学童保育)の充実を図ります 学童保育のサービス内容などを再検討し、改善を図ります。また、未整備小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育	現状と課題	→学童保育所は民間も含めると30箇所弱ある。利用者は7年間で倍になっていて、施設としては手狭なところもある。 →学童保育所の1~6年児童までを対象としてほしいとの要望があり、整備をすすめている状況 →ハード面の整備が必要であるが、地区によっては子ども	<u>○学校に設置すべきと考えるが、責任の所在の整理などを行うことでより促進できるのではないかと学校側の立場にもならないと現実的には進まない。</u>	

	所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れについて検討します。また、児童インストラクターの人材の確保と資質の向上に努めます。		もの数が増え余裕教室がない状況もある →指定管理者への移行準備をすすめている		
○子育てに係る経済的支援の推進 子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料の適正化や子どもの手当の支給、乳幼児・子どもの医療費助成など、経済的な支援を行っていく必要があります。	○子育てに係る経済的負担の軽減に努めます 少子化の要因の一つとして、子育てに係る経済的負担があげられます。子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。	現状と課題	→子ども医療費助成は保護者の経済的負担につながる。平成24年度に千葉県が入院補助を中学校3年までに拡大したことから、市も医療費補助の拡大を図る。（12月より）		
○ひとり親家庭などへの支援体制の充実 ひとり親家庭などが増加する中、経済・雇用状況など、ひとり親を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。相談体制を充実するとともに、経済的支援、子育て及び日常生活支援、就労支援が総合的に行われることが求められています。	○ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります 近年、ひとり親世帯が増加してきており、その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親家庭を支援するため、必要な相談・援助体制の充実を図ります。	現状と課題 手段	→平成20年度からひとり親家庭自立支援員を配置し、母子家庭の相談や各種制度の紹介、就労に関する給付事業の相談、日常生活、配偶者からの暴力、子どもの就学支援等を行っている。 →ひとり親家庭への支援の一つで、資格取得で就労に結びつく支援を行っているが、就労が叶わなかった対象者に保育ママを勧めてみるのも一つの方法	（例）ひとり親家庭の就労の一つとして、保育ママなどの子育てに関する業務などができる方法もあるのではないか	

基本施策の今後の方針		懇話会における方針		【意見書（案）への要素】	
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、多様化する保育ニーズに対応するため、事業の拡充に努めます。 喫緊の課題である待機児童問題に対応するため、民間による認可保育園の整備の推進に努めます。 保護者の経済的負担の軽減に向け、対象年齢の拡充等、子ども医療費助成制度の充実等に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> →子どもをどう育てるかの議論がもう少し必要 →子育てについて、福祉分野だけではなく部局をこえた議論が必要。特に、幼稚園、預かり保育は教育分野で運営していることから、両方を認識することが必要 →教育と福祉分野が連携をするために障害があるようなら、懇話会として方向性を提言するなど後押しをしてあげたい。抱えている課題点を確認する必要もある。 		<ul style="list-style-type: none"> →市のみでできること、民間でできること、市民の協力が必要なことに峻別し、各々についての目標をできる限りグラフや数値を用いて具体的なものにすること →目標未達成の原因分析については、数値等の客観的な事実に基づき、より具体的な説明を総括欄に記入するとともに、目標値の設定を見直しを行ってはどうか 	4-6
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性		【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
民間保育園助成事業	拡大（重点化）				4-12
認可外保育施設利用者・運営助成事業	継続（現状維持）				4-18
保育園一般事務費	継続（現状維持）				4-24
保育園管理運営事業	継続（現状維持）				4-31

保育所入所委託事業	継続（現状維持）			4-37
佐倉保育園改築事業	継続（現状維持）			4-43
馬渡保育園改築事業	継続（現状維持）			4-49
家庭保育運営事業	拡大（重点化）			4-55
保育園施設整備事業	拡大（重点化）			4-61
病児・病後児保育事業	拡大（重点化）	→病児・病後児保育対策として、今年度に 2 施設がオープン予定	○設置は評価できる。 ・困難ケースは公立が担うべき。小児科病院などが担う特別な支援など今後もニーズの把握に努めていただきたい。	4-67
民間保育園施設整備助成事業	継続（現状維持）			4-73
佐倉東保育園改修事業	継続（現状維持）			4-79
学童保育所管理運営事業	拡大（重点化）			4-85
学童保育所施設整備事業	拡大（重点化）			4-91
子ども医療費助成事業（市費拡充分）	拡大（重点化）			4-97
子ども医療費（県費制度分）	拡大（重点化）			4-103
ひとり親家庭等自立支援事業	継続（現状維持）			4-109
ひとり親家庭等医療費等助成事業	継続（現状維持）			4-115
ひとり親家庭児童入学及び就職祝金支給事業	事業目的・手段の見直し	<p>【昨年度の懇話会意見】</p> <p>→祝金の支給対象者は、就学援助費、社会福祉協議会から年 1 度支給される義援金、児童手当（子ども手当）の支給対象者でもあり、それらに加えて祝金が支給されていることとなります。</p> <p>この事業は「安心して子どもを産み育てる」環境の整備という施策の実現手段と位置づけられていますが、支給額 1 万円でその効果を得られるか疑問があります。文房具などの物品支給にするなど手法の変更も検討できると思われます。</p> <p>一方で、母子家庭の経済状況はかなり苦しいとのデータがあります。また、父子家庭も、ここ 10 年位は所得が落ち込んでおり、祝金支給が意欲につながることも考えられます。担当課は現状維持とのことですが、所得水準の高い家庭もあること、就学援助費では所得制限が設けられていることから、祝金の支給についても所得制限を検討するなど、一律支給については慎重に対応すべきと思われます。ただし、所得制限をもうけるか否かについては、事務コストのバランスを勘案し、検討する必要があります。</p>	4-121	

5 子どもが安全に暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○児童虐待の防止 児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあります。児童虐待の防止に向け、継続した市民への意識の啓発、関係機関とのネットワーク体制の強化、相談体制の充実が必要です。	○児童虐待防止対策を進めます 子どもへの虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、時には命を奪うこともあります。虐待防止に向け、関係機関とのネットワークをさらに強化し、未然防止や早期発見、情報の共有化に努め、児童や家庭への支援を充実します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	現状と課題	→相談内容が多岐にわたるため、佐倉市児童虐待防止ネットワークの関係機関である学校・児童福祉施設・母子保健担当課・警察等関係機関と連携し、問題解決にあたっている。 →家庭内で起こる暴力は児童だけではなく、高齢者も対象とされやすい。そのため、代表者会議では各機関の代表が広く集まり情報共有を図っている。 →家庭児童相談員を 2 名、保健師・保育士・社会福祉士・社会福祉主事の専門職員を 5 名配置し、児童虐待や児童の養育問題などについての相談を受け、また、佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童相談所をはじめ各関係機関と連携しながら要保護児童に幅広く対応している。 →市民からの通報の啓発も重要であり、広報やリーフレットの配布、ポスターの掲示、地域新聞での全戸配布等を推進し、発生予防、早期発見、早期対策に努めている。	○アウトリーチ活動の必要性が高い事業。支援が必要な人に生き届くような取り組みが必要。 <u>ケアが必要な 1%の人とどうつながるか。</u> ・ <u>地域住民による子どもの見守りパトロールは毎日子ども達を見ている。様子が違った場合など気が付くこともある。地域力を活かした取り組みができないか。</u> ・ <u>別事業の全戸訪問の機会を生かした連携。現在も実施している点を評価。今後もよりきめ細やかな対応を。</u>	

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
・母子保健担当課や子育て支援担当課との連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。				5・4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
家庭児童支援事業	拡大（重点化）			5・10

6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○地域社会における子育て機能や意識の希薄化 少子化や核家族化が進むにつれ、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。	○地域における子育て協力体制を整備します。 さまざまな機会・手段を通して、社会全体で子育てをしていく意識を啓発します。また、市民、NPO、ボランティアなどが協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図ります。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域における子育ての相互援助を支援します。	現状と課題	ファミリーサポートセンターは3年が経過しており、会員数、相談活動援助活動件数も増加傾向にあり、着実に効果をあげている。 →ファミリーサポートセンターの情報発信を行い、IT世代の利用者が情報入手、活用できるようにすることが必要	(例) 子どもを地域ぐるみで育むことの一つとして、ファミリーサポートセンターの3年間の成果をホームページなど情報発信に努める。	
○育児不安を解消できない保護者の増加 核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。	○子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います。 子育ての悩みや不安の軽減、解消を図るため、子育てに関する相談体制を充実させるほか、気軽に親子が交流できる場づくりや必要な情報の提供を行います。		→子どもを対象とした事業は多くの関係団体でも実施をしており、関係団体との調整はもとより、目的をより明確にして事業を進めるなど方法を改善しながら事業を進めます。	○かつては高校生になればベビーシッター役ができた。少子化で育児不安がより進んでいる面もある。互助の仕組みを広げるためにも、若い世代に育児体験、子育てを理解する講座などの取り組みも必要ではないか。教育分野との連携が望まれる。	
○相談内容の複雑・多様化 近年、子育てに関する相談の内容が複雑、多様化してきています。					

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の育児不安の解消のための相談機能や交流や情報提供の場としての地域子育て支援拠点事業の拡充に取り組みます。 ・関係部局との連携について検討します 				6-5
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
ファミリーサポートセンター事業	拡大（重点化）			6-10
児童福祉一般事務費	縮小（効率化）			6-16
子どもの遊び場管理事業	縮小（効率化）			6-22
地域子育て支援事業	拡大（重点化）			6-28
児童センター一般事務費	継続（現状維持）			6-34
子育て支援センター事業	継続（現状維持）			6-40
児童センター施設整備事業	継続（現状維持）			6-46
南部保健福祉センター施設改修事業	継続（現状維持）			6-52

7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○在宅福祉サービスの維持・充実 高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。	○高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 『佐倉市高齢者福祉・介護計画』に基づき、福祉施設の整備や相談体制の強化、各機関との連携を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます。また、さまざまな情報媒体を効果的に活用して高齢者の福祉・介護に関する情報提供の充実に努めます。 ○安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 家庭や地域で支援を必要としている高齢者が、適正なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターを中心とした連携の強化に努めます。	現状と課題	→高齢者への福祉サービスは、本当に必要とされているサービス、「あってもいい」程度のサービスを検証し、必要に応じて目的、対象、手段を見直す必要がある。 →はり・きゅう・マッサージ等施設利用券が本当に必要な人に利用されているか。届いているかどうか →地区代表者に配布負担がかかる事業もある。 →一軒ずつまわる事業は場合によっては安否確認をする点で有効な場合もある。 →高齢者1人で生活している人、障害をもっている方、認知症を患っている方、高齢者2人世帯など、高齢者の環境、福祉ニーズはさまざまな状況。 →独居老人世帯は、参考データで約8,000世帯。孤独死について把握できているものは9軒。認知症は8月に厚生労働省発表で280万人いるとのことで、佐倉市に換算すると約3,800人となる。 →孤独死を防ぐ手段は重要であるが、非常に難しい。 →宅配業者、民生委員、電気料金、水道料金検診者等からなるネットワークについて検討している。 →ネットワークは今までの会議方式だけではなく、解決につながるような仕組みが大切 →高齢者にやさしい町はすべての人にやさしい人につながる。	(例) ニーズにあった事業かどうかを確認する必要がある。 ○高齢者が10パーセントも増加する状況ではどうしても新しい視点で見直しが必要。各事業の理念は大切にしながら支出をこれ以上増やさない総量規制を行い、必要な事業への重点化をすべき。例えばはり・きゅう・マッサージ(1-7-3)などは枚数や対象者の見直しなど。縮小・終了の事業について、利用者へ理解を得るための説明などフォローも必要となる。 ○高齢者2人世帯など、高齢者の環境、福祉ニーズについて、どのような状況にあるかリサーチしていく必要がある。	
○福祉施設の整備・拡充 特別養護老人ホームや介護施設などの入所待機者が増加しており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。	○保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化 介護サービスや介護予防事業など市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。				
○認知症に関する知識の普及と支援体制の強化 認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。	○健康でいきいきとした生活づくりに努めます 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に過ごせるように、介護予防を推進し、健康の維持増進に努めます。				
○介護予防の推進 高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。					

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<p>・高齢者福祉サービスについて市民ニーズを把握し、現行の事業については、事業の効果や必要性を見極め、適宜必要な見直しについて検討していきます。</p> <p>高齢者アンケート調査等の結果から、健康を保つための予防、また、要支援・要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、高齢者の有する能力に応じた日常生活が営むための、在宅福祉サービスを実施していく必要があります。</p>			<p>（例）少子高齢化対策で、今後ますます財源が必要になってくる中で、高齢者への福祉サービスは、必要なサービス、「あってもいい」程度のサービスを検証し、必要に応じて目的、対象、手段を見直す必要がある。</p>	7-5
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
高齢者福祉一般事務費	継続（現状維持）			7-10
敬老祝金贈呈事業	縮小（効率化）		事業の評価・分析の効率性でコスト削減の余地があるとの評価になっている。	7-16
高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業	継続（現状維持）			7-22
相談支援事業	継続（現状維持）			7-28
施設整備推進事業	継続（現状維持）			7-34
在宅福祉サービス事業	継続（現状維持）			7-40
その他支援事業	継続（現状維持）			7-46
包括支援事業	継続（現状維持）	→拡大化（重点化）？	<p>○指標：包括支援センターの認知度 23%→31% 認知度アップを本気で考えるのなら「包括支援センター」という名称自体の見直しも検討しては？</p> <p>○他自治体では、保育センターと高齢者センターを包括した仕組みもある。子育て子育て施策と高齢者施策を組み合わせるなど、本当の意味で「包括」するセンターとして中核的役割を強化していくべきではないか。</p>	7-52
家族支援事業	継続（現状維持）			7-110
認知症高齢者等支援事業	継続（現状維持）			7-116
認知症地域支援推進事業	継続（現状維持）			7-122
通所型介護予防事業	継続（現状維持）			7-128
訪問型介護予防事業	継続（現状維持）			7-134
介護予防普及啓発事業	継続（現状維持）			7-140
はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業	継続（現状維持）			7-146
二次予防事業の対象者把握事業	継続（現状維持）			7-152
地域介護予防活動支援事業	継続（現状維持）			7-158

8 高齢者が安心して暮らせるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○就労機会の確保 老後の生計安定と社会参加による生きがいや健康の維持・増進を図るため、高齢者の就労機会を確保する必要があります。	○高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます 高齢者福祉作業所における各種講座の実施や高年齢者就業援助法人への支援を行い、就労機会の拡大など高齢者の就労支援に努めます。また、社会参加活動の場である規模拡大のための環境整備と支援、敬老会などによる世代間交流の推進に努めます。		→高齢者クラブ加入率（高齢者クラブ加入者数／60歳以上の市民の数）が4.9%（H23実績）	○市と地区社協の役割が重複している点は見直しが必要ではないか（敬老品がそれぞれ届くなど） ○参加率が30%でやむをえないという設定でよいか。来場できない想定の特介者の参加を視野に入れた企画ができないか。 参加率が高い地区もある。良い事例を生かす仕組みづくり。 ○特に参加率が低い地区はマンネリ化している可能性もある。毎年テーマを設定（車いす・学生参加）し実施してはどうか。 ○高齢者の就労機会に関する事業については手段、目的の見直しなども必要ではないか。	
○社会参加の促進 高齢者が地域とのつながりと生きがいを持って日々を送ることができるよう、その経験や知識を活用し社会参加を促進する必要があります。			→地区社協は地区代表者と敬老会等地域の横の連携をとっている。		
○学習活動の推進 高齢者が心に張りをもって豊かな人生を送ることができるよう、実践型学習など学習活動を推進する必要があります。			→シルバー人材センターは、高齢者が生きがいを持つ場所のひとつであることは認めるが、自らが事業をしている方や現役で仕事や農業などを行っている方も何らかの形で支援する事業も必要である。		
○世代間交流の推進 高齢者の有する知識や経験などを伝承し、また、敬老意識の普及向上のため、世代間の交流を推進する必要があります。			→敬老会は対象者16,463人に対し、参加者5,066人で参加率は30.8% →高齢者の生きがい支援は、このまま福祉の施策でいいのか。教育との連携は必要ではないか。 →国よりも佐倉は高齢化が早いことが推測されることから、国の政策を待っているわけにはいかない。 →高齢者の知恵や市民カレッジなどで学んだことが生かせる仕組みは今以上に考える必要がある。 →高齢化の山がくる時期をとらえて、施設の設置などを考えていく必要がある。		

基本施策の今後の方針		懇話会における方針	【意見書（案）への要素】	
<p>・高齢者の社会参加による、健康寿命を延長するとともに孤立感を解消していただく必要があります。また、現在、実施している事業については、事業の効果や必要性を見極め、適宜必要な見直しについて検討していきます。</p>			<p>（例）高齢者の健康維持、積極的な社会参加の促進など、その効果は高いものと考えられるが、今後も高齢者人口の増加により経費増が見込まれることから、利用回数の見直しや対象年齢の見直し、利用者負担額の見直しなど、今後の方向性について検討すべきである。</p>	8-4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性	【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
高齢者クラブ活動支援事業	継続（現状維持）			8-10
レインボープラザ佐倉管理運営委託事業	縮小（効率化）			8-16
高齢者就業機会確保事業	継続（現状維持）			8-22
シルバー人材センター補助事業	継続（現状維持）			8-28
高齢者交流事業	継続（現状維持）			8-34
老人憩の家修繕・改修計画事業	継続（現状維持）			8-40
敬老事業運営事業	継続（現状維持）			8-46
老人憩の家管理運営委託事業	継続（現状維持）			8-52
老人福祉センター施設修繕事業	継続（現状維持）			8-58

1.1 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

【現状と課題】	【施策】	【分類】	【意見交換内容】	【意見書（案）への要素】	【その他】
○介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制づくり 要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。	○介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます 介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。		→介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付	○現在も介護保険非該当者へは、通知時に利用可能なサービスの紹介などに取り組まれているとのことだが、介護予防の観点からも、介護保険非該当者へのきめ細やかな市独自のサービスは重要。 ○ヘルパーの慢性的不足。成り手不足には制度上の問題もあるが市としてはヘルパー養成講座に今後も力をいれるべき。	

基本施策の今後の方針		懇話会における方針		【意見書（案）への要素】	
介護保険制度運営事務の円滑な実施を図るために、介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付をこれからも適正に行っていきます。					11-4
事業名	今後の方向性	懇話会における方向性		【意見書（案）への要素】	今後の方向性の頁
利用者負担減免措置事業	継続（現状維持）				11-10
介護保険特別会計への臨時繰出経費	継続（現状維持）				11-16
介護保険法等改正に伴うシステム改修事業	継続（現状維持）				11-22
介護認定審査会事業	拡大（重点化）				11-28
認定調査事業	拡大（重点化）				11-34
介護保険認定運営事業	継続（現状維持）				11-40
居宅介護サービス等給付費	継続（現状維持）				11-46
特例居宅介護サービス等給付費	継続（現状維持）				11-52
地域密着型介護サービス給付費	継続（現状維持）				11-58
特例地域密着型介護サービス給付費	継続（現状維持）				11-64
施設介護サービス給付費	継続（現状維持）				11-70
特例施設介護サービス給付費	継続（現状維持）				11-76
居宅介護福祉用具購入給付費	継続（現状維持）				11-82
居宅介護住宅改修給付費	継続（現状維持）				11-88
介護予防サービス給付費	継続（現状維持）				11-94
特例介護予防サービス給付費	継続（現状維持）				11-100
地域密着型介護予防サービス給付費	継続（現状維持）				11-106
特例地域密着型介護予防サービス給付費	継続（現状維持）				11-112
介護予防福祉用具購入給付費	継続（現状維持）				11-118

介護予防住宅改修給付費	継続（現状維持）			11-124
特例介護予防サービス計画給付費	継続（現状維持）			11-130
審査支払手数料	継続（現状維持）			11-136
高額介護サービス給付費	継続（現状維持）			11-142
高額介護予防サービス給付費	継続（現状維持）			11-148
特定入所者介護サービス費	継続（現状維持）			11-154
特例特定入所者介護サービス費	継続（現状維持）			11-160
特定入所者介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-166
特例特定入所者介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-172
高額医療合算介護サービス費	継続（現状維持）			11-178
高額医療合算介護予防サービス費	継続（現状維持）			11-184
小規模介護施設消火設備整備補助事業	完了			11-190
介護保険災害臨時特例措置事業	完了			11-196